

## 一括発注実施に係る取扱方針について

### 1. 基本的な考え方

当社では、運用を行っている投資信託財産について、複数の投資信託財産における同一条件の売買注文を一括して発注(同一銘柄、同一執行条件の複数の注文を束ねて発注)する場合があります。また、投資信託財産と投資一任契約に係る顧客資産(以下、両者をあわせて「運用財産」といいます。)についても、一括して発注を行う事があります。当該発注方法は、複数の当社運用財産間における公平性を確保する事を目的としており、複数の運用財産での発注を束ねた上で、平均単価で約定いたします。

### 2. 対象有価証券および対象取引

一括発注の対象となる有価証券は、取引所金融商品市場および外国金融商品市場または店頭売買金融商品市場に上場または登録されている有価証券とし、株式現物の取引に限定し実施いたします。

### 3. 約定結果の配分方法

一括発注において、約定結果が発注数量を下回った場合(一部出来となった場合)においては、束ねた複数の運用財産の発注数量に応じて比例配分を行う事といたします。

### 4. 最良執行の基本方針

市場価格に対する影響をなるべく小さくするとの観点から、市場の状況に応じて一括発注として束ねた発注数量を、適時分割しながら発注する対応も勘案しながら最良執行に注力いたします。市場の状況や価格、あるいは個々の運用財産の属性などを総合的に勘案し、一括発注が適切であると判断される場合に、一括発注を実施いたします。

### 5. 社内管理体制

一括発注を実施するに当たっては、社内規定を整備し、管理部門が一括発注に係る業務執行体制を検証いたします。

以上